

# 第7回青森県ふるさとの森と川と海保全創造審議会

## 議 事 録

日 時：平成17年7月27日（水） 午後1時～午後4時  
場 所：ラ・プラス青い森 2階 「カメラリア」

## 次 第

1 . 開 会

2 . あいさつ

3 . 議 事

( 1 ) 青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例  
に係る五戸川流域の保全地域・保全計画 ( 案 )

( 2 ) 青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例  
に係る奥入瀬川流域の保全地域・保全計画 ( 案 )

4 . 閉 会

## 第7回青森県ふるさとの森と川と海保全創造審議会議事録

日 時：平成17年7月27日（水） 午後1時～午後4時

場 所：ラ・プラス青い森 2階 「カメラア」

### 議 事

司会 それでは議事に入りたいと思います。議事の進行につきましては佐々木会長にお願い致します。佐々木会長は議長席にご移動をお願い致します。佐々木会長、宜しくお願い致します。

佐々木議長 それではこの審議会の議事を進めたいと思います。議事を進めるにあたり、今年度最初ですので、一言私から挨拶を申し述べたいと思います。

いま県土整備部次長さんの話にあった通り、青森県が初めて森と川と海を一体化して、このふるさとの青森県の自然、いい自然を残していきたいというような県条例を制定致しました。今では他の県も幾つか青森県に続いて、そういう見方で自分のところのふるさとの山・川・海を見てみましょうという条例を制定して、整備あるいは保全、そういうところを進めて計画を作っています。

これから青森県で必要なのは、市民団体、いろんな家庭で、あるいは友達同士が、この山と川と海を一体化して、この繋がりを意識的に見ながら、海なり川なり山なりを話していくこと。色んな行事でもそういう繋がりを持って見ていくということが大事に、必要になって来るのではないかと思います。

この審議会の案件、今日決まれば2つの水系、流域が決まりますけども、まだまだ後に残っています。基本的な方向性については、この審議会でおおよそのところはほぼ決めて、そしてそれに基づいて2つの流域が決まって来たという経過があります。これから、保全計画・保全指定（案）の議決、決定するのが少し早くなると思います。出来るだけ多くの県民の皆さんが住んでいる所に、この審議会で決めたことが届くようにしたいと思います。皆さんのご協力、宜しくお願いします。

それでは、今日の議事を進めたいと思います。議事は2つございます。最初に、五戸川の流域保全地域・保全計画（案）。これは、実質的には確認ということになるかと思います。事務局の方から、この五戸川流域の保全地域（案）について説明をお願いします。

## ( 1 ) 青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例 に係る五戸川流域の保全地域・保全計画(案)

事務局(奈良岡) 事務局、県河川砂防課の奈良岡です。五戸川流域の保全地域(案)についてちょっと資料の説明をする前に、今年1月に開催しました、前回、第6回の審議会で出されました意見を踏まえまして、3月29日にこの五戸川流域の保全地域(案)、それと保全計画(案)の修正案について委員の皆様にご意見を依頼したところ、12名の委員の方々から異議なしと回答を頂きました。その照会の時に、保全計画(案)の文章の中で一部修正の提案がありました。そのことを報告致します。

それでは資料2、五戸川流域の保全地域(案)についてご説明申し上げます。

資料の8ページになりますけれども、「森林の保全地域(案)位置図」というのを、頭に修正案とありますけれども、このページをご覧ください。

前回の審議会の中流部、上流部をもう少し保全地域として広げられないかというご意見がありまして、事務局で森林管理者である緑資源機構及び新郷村と協議した結果、図面に示しました赤の部分ですが、斜線を引いた部分、水土保持林約300ヘクタールを追加することとしました。追加後のトータルは約2700ヘクタールになります。

次に資料を1ページめくってもらいまして、修正案の13ページというのになります。これは海岸の部分でございます。前回の海岸の保全地域(案)については、当初案で五戸川河口部の右側部分、方角からしますと河口部から南側になりますけれども、港湾区域であることから除外していましたが、海岸防災林も含めて右側を保全地域に組み入れるべきではないかというご意見を踏まえまして、事務局の方で管理者と協議した結果、図面に示しております赤に斜線を引いた、凡例に追加とある部分ですけれども、この部分、砂浜と海岸防災林の約1キロの区間を追加致しました。その森林部分、それから今の海岸部分、これが追加した箇所でございます。

これに基づきまして、資料2の文章として示していますが、ページでいきますと、1ページの下線部分。それから5ページの下線を引いた部分。それから6ページの下線を引いた部分を追加修正致しました。

続きまして資料3、五戸川流域の保全計画(案)の資料についてご説明致します。

前回の審議会におきまして、市川海岸では野鳥観察が行われており、教育の場となっている、それから、先に言いました森林の保全地域の中流、上流部をもう少し広げること、それから、プラス3月の修正意見ですけれども、ユニバーサルデザインとかアクセスなどのカタカナ表記のところがあったので、その部分はカタカナ表記でなくても意味がわかるように、などの意見を踏まえまして、記載、記述内容を修正致しました。

この資料3の分、保全計画(案)の中の修正した箇所は、2ページのところ、これは追加した保全地域の森林、河川、海岸と表がありますけれども、その下線を引いた部分です。

それから10ページになります。一番下の方のウ、エのところは河口部分の野鳥の観察会のところを記載しております。

それから12ページの上の方のカの部分の文章を一部修正致しました。

あとはクの部分の海づくりの部分の(ウ)、その部分を追加修正致しました。

以上が五戸川流域の保全地域（案）、そして保全計画（案）の修正等の内容です。事務局の方と致しましては、今後、五戸川流域の保全地域（案）、それから保全計画（案）について、指定の事務を進めて参りたいと思っています。以上です。宜しくお願いします。

佐々木議長 どうもありがとうございました。

前回の審議会での委員の皆さんから出た意見が取り上げられています。より広がった指定地域（案）となっている所もあります。それはその後、事務局が前回の審議会が終わった後に各委員の意見を確認して取り入れて、その結果を委員の皆さんにお諮りしたという経過からでございます。

いかがでしょうか。これで五戸川流域の保全地域、それから保全計画（案）を決めて、五戸川の皆さんに薦めて行きたいと思いますが、いかがでしょうか。宜しいでしょうか。はい、ありがとうございます。では、この手続きを取ることにします。審議会では、この五戸川流域保全地域（案）、保全計画（案）を決めたということにしたいと思います。ありがとうございます。

## (2) 青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例 に係る奥入瀬川流域の保全地域・保全計画(案)

佐々木議長 それでは2つ目の議題に移ります。

2つ目は、奥入瀬川流域の保全地域・保全計画(案)です。この保全地域(案)と保全計画(案)について事務局の方から説明して頂きます。

説明の前に一言申し述べておきたいことがあります。もし今日ですね、大幅な修正が無ければ、この奥入瀬川の保全地域(案)、保全計画(案)もこの審議会で決めたということにしたいと思っています。そういう可能性、そういう審議の方向性になることを十分意識しながら、ご意見、活発なご意見を頂ければと思います。

というのはですね、今まで大畑川、そして五戸川の計画(案)、指定地域(案)を決めましたけれども、その骨格は同じなんです。で、それを奥入瀬川の方に持って来ていますので、その骨格がこの奥入瀬川に合うかどうか。今まで決めたのが合うかどうか。それから奥入瀬川の特徴がきちっと生かされているかどうか。このあたりがポイントとなると思います。そのあたりについてご意見を頂ければ、いい保全地域(案)、保全計画(案)が出来るものと思います。宜しくお願いします。

それでは事務局の方、保全地域(案)、保全計画(案)に先立ちまして、地元でこの計画(案)についての説明会と意見交換会をやっていきますので、そこから先に少し説明頂きます。それからお手許の保全地域(案)、保全計画(案)の説明をして頂きます。宜しくお願いします。

事務局(奈良岡) 地元での意見交換会を開催したときの概要についてご説明致します。

奥入瀬川流域については、第1回目の意見交換会、これは今年の2月21日に、十和田市、それから六戸町の地元の皆様を対象にして開催しました。内水面漁協、農協、土地改良区、住民団体等、20団体24名の参加がありました。

次に、下田町、百石町の地元の皆さんを対象にしたものを、4月28日に下田町の中央公民館で開催しました。漁協さん、土地改良区、観光協会、住民団体さん、13団体18名の参加がありました。

意見交換会の内容ですけれども、1回目でしたので、ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例についての説明をまず県の方から致しました。それと、保全地域・保全計画の目的、意義等について説明しました。あとは、今後の指定に向けたスケジュール等を説明致しました。

地元の皆様から出た質問、意見というのは、特定行為の届け出というのがあるんですけども、それに対する違反した場合の罰則等があるのか無いのか、そういうような質問。それから、農地に対しても保全地域指定をするのかということ。それから、堰堤とか魚が遡上出来なくなっている箇所がありますよ、という意見がありました。もう一つは、これは代表的なものですけれども、奥入瀬川はサケが一番遡上する川なので、それに対応した形で保全して欲しいと。これが1回目に出た主な意見でした。

それから2回目ですが、2回目は、十和田市、六戸町、下田町、百石町の地元の皆さん

を一度に、1回目は2回に分けてやったんですが、2回目は全部の皆さんに、7月7日に六戸町の役場に集まって頂いて、意見交換会を開催しました。内水面漁協、漁協、農協、土地改良区、住民団体の方々、28団体、33名の参加がありました。

ここでは、奥入瀬川流域の保全地域(案)と保全計画(案)について、県の方から説明致しました。それと、ふるさと環境守人の制度について説明を致しました。

その中で地元の皆様方から出た質問、意見ですけれども、奥入瀬川清流指導隊員と指定後のふるさと環境守人の業務内容の仕分けとか、エリアが広いのでどういうふうな事をするのかというようなお話がありました。それから、指定後の保全地域の森林ですけれども、それに対して県の補助があるのか、という質問が出されました。また、森・川・海の条例ですけれども、良い条例なので、早く奥入瀬川の保全地域指定を実施して欲しいという意見も出されました。主なるものの概要ということで説明致しました。

佐々木議長 続けて保全地域(案)、保全計画(案)について説明して頂けますか。

事務局(奈良岡) それでは続きまして、奥入瀬川流域の保全地域(案)について、資料4の方ですけれども、説明していきます。これがちょっと長いので一所懸命やります。

まず開いてもらってですね、1ページですけれども保全地域の概要、ここだけは全体読み上げさせていただきます。

1として、保全地域の概要。奥入瀬川は、十和田湖子ノ口にその源を發し、南八甲田の山々から流れてくる黄瀬川、鳶川などの支流を集め、中流において中里川、熊の沢川、後藤川などの支川と合流して百石町で太平洋に注ぐ、流路延長70.7kmの県管理の二級河川となっている。その河川区間のうち、河口から焼山「楓橋」に至る区間では希少種の降海型イトヨ、ウツセミカジカ、スナヤツメなどの生息が確認され、広瀬橋付近は白鳥の飛来地となっている。

また、上流の奥入瀬川の河道は、子ノ口より焼山までの約14kmの区間は自然河道で、深い樹林帯の中を様々な様相をみせながら下り、その途中、銚子大滝や阿修羅の流れ、石ヶ戸などの名所が各所に見られ、清冽な奥入瀬溪流の景観を呈している。この他、奥入瀬川支川である鳶川と奥入瀬川合流点の沿川には、吊り橋「出会い橋」の架かった「鳶川溪流砂防公園」、その上流部の鳶地区には鳶沼をはじめとする湖沼群があり、周囲のブナなどの森林は、「自然観察教育林」として整備され、観光客はじめ地域住民が自然と親しみ、憩いやすらぐ場となっている。これが、全体的な概要でございます。

河川の中で、奥入瀬川の指定区間70.7kmは、めくって頂いて、資料3ページの保全地域の位置図に示しております、十和田湖の子ノ口から太平洋岸の百石町のところまでの本川でございます。これを大きく表示したのは、後ろの方の資料8ページにA3判のものがあります。このあとの順番ですと、おおよそこの8ページからの図面とかを見ながらの説明になりますけれども、順番に行きます。

それでは資料、次の2ページの表になっている部分ですけれども、これは森林・河川・海岸の保全地域の範囲を記載しています。保全地域(案)についてはですね、ちょっと前に開きました8ページの位置図が全体図となっていますので、それをご覧下さい。

森林の保全地域(案)については、赤い色を塗った部分の範囲が対象でございます。奥

入瀬川全体の集水域で見ますと、北側から、図面に表示してあるんですけども、熊の沢川流域、それからその下に中里川流域、それから本川の下になりますけれども片淵川流域、それから一番下の方になります後藤川流域、それと奥入瀬川上流部の流域と、十和田湖の流域、と6つの流域に分けられます。

位置図の中で申し上げますと、熊の沢川上流部の法量地区国有林と隣接する民有林。熊の沢の部分の下に位置するのが中里川上流部の法量地区国有林と隣接する民有林。それから、焼山地区の南側に位置する片淵川の上流部の民有林と奥瀬地区の国有林。それから、十和田湖の東部に位置する民有林と隣接する奥瀬地区国有林。あとは、十和田八幡平国立公園の奥入瀬川上流部に位置する八甲田山地区国有林と黄瀬川上流部のブナ林を有する民有林。十和田湖周囲に位置する十和田山地区の国有林となっています。

面積では、国有林、民有林合わせて、約2万7300ヘクタール。水土保持林、それと森林と人との共生林の機能を有する森林となっています。

この6つの流域ごとに、森林の保全地域選定の基本的要件の機能をもつ水土保持林、森林と人との共生林を有する民有林、国有林の配置をもとに現地調査、及び森林管理者との協議を行なって選定致しました。その赤で塗った山の部分が、大きな面積となっているわけですけども。

次に河川の部分の保全地域(案)について説明致します。位置図は8ページのままです。

森林の選定を踏まえまして、奥入瀬川流域全体の集水域を検討しまして、奥入瀬川の水系ですけども、先程ちょっと森林の部分で言いました熊の沢川流域、中里川流域、片淵川流域、後藤川流域、それから奥入瀬川上流部の流域、十和田湖の流域、この6つの流域の水系に分けられます。この6つの流域の水系ごとに、河川の保全地域選定の基本的要件である、豊かで良質な水を有する区域。それと瀬、淵、河岸、河畔林等の自然環境が優れた区域。それと、指定の優先的要件である動植物の生息、生育にとって貴重な機能を果たしている区域。県民等の主体的、積極的な取り組みが行なわれている区域。さらに、森・川・海の保全に要望が強い区域などを有する河川で、かつ森林の保全地域と一体的になる主要な河川、湖を現地調査により選定しました。

河川は上の方から、奥入瀬川の支川にはなるんですが、熊の沢川、それから中里川、本川の下の方に片淵川、一番下の方に後藤川、それから奥入瀬川本川の5河川。湖は十和田湖を選定致しました。

選定区間は、この2ページの河川のところに記載している分でございます。熊の沢川、中里川、片淵川、後藤川の4つの支川ですけども、下流部については、奥入瀬川との合流点まで。上流部は、沢の合流する河道地形を有する箇所までとしています。これは、8ページに小さい丸で、沢の合流点というふうに表示しております。

あとはですね、支川のうちの熊の沢川ですけども、上流部は瀬、淵、河畔林等のある自然河道となっていることから、熊の沢川流域の森林の中央部までの区間としております。それから、奥入瀬川の本川ですけども、子ノ口の流出口のところから百石町の河口までとしました。それと十和田湖ですけども、隣接する秋田県では本県と同じく森・川・海条例を制定していますけれども、流域の保全地域指定を行わないことになっていますので、本県の有する十和田湖の水面域の区間としています。図で見ますと、十和田湖のところは水面の部分、色が塗られていない形になっておりますけれども、この図面での表示で

は湖岸を縁取りしたような形で赤く表示しています。

あとですけれども、奥入瀬川の上流部、奥入瀬川に注ぐ蔦川、黄瀬川、大幌内川、惣辺川など、支流ですね。それと十和田湖に注ぐ宇樽部川があるんですが、これは森林と一体に保全できることから、保全地域には組み入れませんでした。

全体図といいますか、位置図はこのままで、次に海岸の部分の保全地域（案）。

この全体図で見みますと、海岸の部分というのは、一番右側の太平洋岸のところに、全体図ですのでわずかに表示されているだけなんですけれども、奥入瀬川から北側に位置する、百石町の横道海岸の区間を約4.3キロ選定しています。保全地域選定の基本的指定要件である砂浜、磯、海岸林等の自然環境が優れた区域。それと、優先的要件である動植物の生息、生育にとって貴重な機能を果たしている区域。県民等の主体的、積極的な取り組みが行なわれている区域。森・川・海の保全に要望が強い区域。そういう条件を有する箇所を、現地調査により選定致しました。

この海岸の箇所は、ちょうどその海岸の奥入瀬川の河口部の下の部分というのは、五戸川流域の海岸と繋がって来るんですけれども、その部分、同じくですね、防潮堤やら消波ブロックなどの構造物があります。海岸の砂地、防潮堤と消波ブロックの間にある砂地、クロマツの海岸防災林があること、海鳥の生息の場となっていること、などから選定しました。

で、この海岸の保全区域ですけれども、百石漁港の整備計画、それから海岸の漂砂の影響範囲を考慮して、一部漁港の箇所を除いて、奥入瀬川の右岸から横道海岸の区間を選定しました。

資料8ページの図はそのままで結構です。私の方は資料とすれば4ページになりますが、2の保全地域の指定要件。これの4ページの頭のところですが、「基本方針に定めた指定要件並びに優先的要件に基づいて森林、河川、海岸を次の考え方によって保全地域を指定する」と。これは、指定の頭に保全地域の指定要件としての表題といいますか、そういうので、何回もあれですけれども、ちょっと読み上げます。

ふるさとの森と川と海の保全及び創造は、県民、事業者、民間団体、市町村、国との連携を密にし、恵み豊かな森・川・海を次の世代に引き継ぐという共通認識を持ちつつ、保全地域以外の保全地域に指定されない区域の森林、河川、海岸の区域についても流域の保全を図る上で重要であることを踏まえながら、保全地域を保全するために必要な施策を総合的な観点から講ずるものとする。

順番として今度は、保全地域の森林に関する考え方です。3.森林、(1)森林の基本的考え方。選定にあたっての基本的な考え方ということで、アイウエオと5つの項目を記載しております。

ア.水源かん養や動植物の生息・生育の場として機能が高い天然林のうち、基本方針で定める指定の優先的要件を満たす森林を対象とする。

イ.天然林は、まとまりのある森林を対象とするため林班を最小単位とし、天然林占有面積50%以上の林班を基本とする。

ウ.指定の優先的要件の内、県民等による主体的・積極的な取組が行なわれている森林とは、地域住民やNPO・ボランティア等による植樹・育林活動や森林の保護・保全活動、動物の保護活動などが行なわれている森林とする。

エ．指定の優先的要件のうち、森林の保全に対する県民等の要望が強い森林とは、地域の直接の水源地となっている森林・裏山などにおいて、山菜採りなど地域の生活と密接に結びついている森林、地域の教育・保健休養・文化に利用されている森林などとする。

オ．その他、指定の要件を満たさない森林であっても、流域保全のために必要な森林については指定する。

次に、その下ですけれども、奥入瀬川流域において指定する森林を記載しています。

森林の地域は、国有林の地域別の森林計画及び市町村森林整備計画において「水土保全林」及び「森林と人との共生林」に区分され、水源かん養や動植物の生息・生育の場としての機能が強い森林の地域。また、県民等による取組が行なわれている森林及び森林の保全に対する県民等の要望が強い森林の地域で、次のアイウの3項目となっています。

ここからは、資料の5ページになります。順番にいきますと、アのですね、水源かん養や動植物の生息・生育の場として機能が強い森林として、 とそれぞれ説明しております。

まず、その1番目ですけれども、奥入瀬川と支川の流域で、水土の保全機能が強い森林。先程資料8ページ、位置図を見ながら説明した森林です。代表的な箇所ですけれども、資料の8ページのあとの12ページのところに写真を添付致しました。この とか というのはですね、それぞれ9ページから9、10、11ページの中に矢印と番号を写真の位置を表示しております。 は9ページの方の十和田湖の休屋の、地図が横になっていますけれども、休屋の上、ちょっと上の方に矢印で表示した 番、御倉半島の方に向けて撮った写真でございます。 番目は宇樽部のキャンプ場の写真です。地図に番号で表示した箇所の写真を12ページに載せました。

順番にはずっと行きませんが、資料の方は先程の5ページの上のアの まで行きましたので、 のところです。 野生動物の保護等を目的に設定している「緑の回廊」。それから「森林生物遺伝資源保存林」の設定森林。これも、アの水源かん養や動植物の生息・生育の場として機能が強い森林ということで選定しております。

これは、写真は11ページの地図を示したところの右上の方に、C-3森林生物遺伝資源保護林の看板と森林の写真、小さいですけれども付けております。位置的なものは、資料8ページに森林生物遺伝資源保護林というのが、地図のちょうど南八甲田の部分に緑の点線で囲った形になって表示していますけれども、そこです。字の表示が、鳶川とか黄瀬川と書いたところのちょうど上の部分のところになります。それから、その部分に繋がって、ちょうど緑の回廊という具合に細長く点線で囲んで、十和田湖の東側を通過して下に続いている部分が緑の回廊部分でございます。

続いて、 番目、 番目、 番目。資料の5ページのアの ですね。これは、連続した奥入瀬川の溪畔林と一体となっている森林。奥入瀬川の子ノ口から石ヶ戸までの間、約15キロの区間。溪流沿いの溪畔林になります。

それから、 希少で学術的価値の高いコメツツジ群落、ヒメワタスゲ群落、ヒノキアスナロ群落の地域を含む森林帯。これは、位置図、8ページの全体の大きいので見ますと、さっきの森林生物遺伝資源保護林で、緑の点線で囲んだところの下のところの小さくあるのが黄瀬沼ですけれども、黄瀬沼がちょっと小さいので見づらいんですけども、その上の部分がちょうどヒメワタスゲ、ヒノキアスナロ群落の部分。南八甲田の高山帯の部分

ですね。それから10ページのちょっと大きい図面でいきますと、資料10ページの戸来岳、右の下側のところ。赤く塗ったエリアの外のところには戸来岳という表示がありますけれども、その字を書いたところの下の部分。ちょっと図面に表示していないんですけれども、その部分がコメツツジ群落の森林帯のエリアです。

続きまして、資料5ページのイです。県民等により取組が行なわれている森林の、自然公園財団十和田支部による野鳥等の自然観察教育の場として活用されている部分。これは十和田湖周辺、鳶沼周辺の部分です。の「全国巨樹・巨木林の会」会員による調査が行なわれている森林。これは南八甲田の鳶沼周辺の森林です。

次は、ウの森林の保全に対する県民等の要望が強い森林。とあります。

上流域の国有林は「十和田八幡平国立公園」に指定されていること。それから 番目、奥入瀬渓流周辺は、自然豊かな溪畔林と国の史跡名勝天然記念物に指定されている。それと、 焼山地区の民有林ですが、「水源の森」として地域住民の憩いの場となっている森林を選定致しました。

続きまして河川の部分に移ります。まず、河川の基本的な考え方として書いています。「豊かで良質な水を有する区域、瀬・淵・河畔林等の自然環境が優れている区域、及び多様な動植物や希少な種が生息・生育している区域などの基本的要件に加え、優先的要件を満たす区域」を対象としております。

次が、資料をめくっての6ページになります。奥入瀬川流域において指定する河川の流域について記載をしております。全体の位置図は8ページでしたけれども、河川の部分は資料の9から11ページ。それから13、14、上流、中流、下流と順番に地図に写真を添付しております。

まずはじめに、6ページの(2)のアの部分ですが、自然の特徴が特異性、固有性、希少性を有する区域。これは魚類の調査で、河口から十和田市内の昭和新橋までの区間。希少種である降海型イトヨ、ウツセミカジカ、スナヤツメが確認されております。またその昭和新橋から上流の焼山地区の楓橋との区間では、スナヤツメが確認されています。

あと、同じく13ページですけれども、イの渡り鳥の飛来地など、動植物の生息・生育にとって、重要な機能を果たしている区域。冬季に渡り鳥である白鳥が、十和田市内の広瀬橋、13ページの資料で行きますとD-3広瀬橋と真ん中くらいのところにありますけれども、ここに飛来しています。

あとはウの、豊かで良質な水を有する区域。焼山から子ノ口までの奥入瀬渓流までの奥入瀬川本川の区域、それから、後藤川・熊の沢川・中里川・片淵川など支川、それと十和田湖は豊かで良質な水を有する区域となっております。

次にエですけれども、ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関して、県民等の主体的・積極的な取組が行なわれている区域。これは、 、次の7ページの までですね、取組が行なわれています。

ちょっと代表的なもの、 ですけれども、奥入瀬川の流域、十和田湖町、十和田市、六戸町、下田町、百石町の5市町村において河川美化を進めるため、統一条例である「奥入瀬川の清流を守る条例」を平成7年に制定し、平成8年に活動母体となる「奥入瀬川清流協議会」を設置して、河川清掃・奥入瀬川清流指導隊員による不法投棄の監視や景観保全につとめていると。 の方は、サケの稚魚放流ですね。それから は、奥入瀬川クリーン

対策協議会の清掃活動、水質調査、それから稚魚の放流とか環境保全活動に努めています。

資料7ページのところの頭、  
、「おいらせ知の会」、川下りなどや清掃活動、環境保全に努めている。それから  
、「ジョイリバーおいらせ」が川の自然観察会とか環境保全に努めていると。  
、六戸町の団体ですけれども、「もとむら奥入瀬・川の会」が河川敷の除草とか清掃活動を行なって環境意識の高揚に努めていると。

海岸の部分にまいります。頭の(1)ですが、海岸の基本的な考え方。砂浜、磯、海岸林等の自然環境が優れている区域、多様な動植物や希少な種が生息・生育している区域などの基本的な要件に加え、優先的要件を満たす区域を対象とします。

奥入瀬川流域において指定する海岸を記載しております。海岸の部分については、資料の後ろの方になりますが、15ページに写真と図面がありますし、最後の16ページの方には、平面図というか、ちょうど海岸を上と下に切ったような図面を付けておりますのでご覧下さい。

まずですね、アですけれども、渡り鳥の飛来地など、動植物の生息・生育にとって、重要な機能を果たしている区域。河口付近は冬にカモメ類、カモ類などの渡り鳥、夏にはオオヨシキリやヒバリなどの鳥が見られる区域。

それから、イとして、県民等の主体的・積極的な取組が行なわれている区域の分として、  
ですね。  
が河口を中心に、横道海岸では「日本野鳥の会青森県支部」の会員により野鳥観察が行なわれています。それから  
ですけれども、海岸防災林と海岸の方では、百石町内の「ももいし歩こう会」が、清掃活動によって防災林の保全、環境意識の高揚に努めています。

海岸の部分については、以上の活動の区域、それから奥入瀬川の右岸部の砂地、それから防潮堤の後背地の面積、約41ヘクタールのクロマツのある海岸防災林の区域を対象として、奥入瀬川の右岸から横道海岸の約4.3キロメートルの区間としました。

海岸の状況ですけれども、15ページの写真にある通りなんですけれども、ここの海岸は海岸の高潮対策のため、高さ6メートルの堤防が整備されております。波打ち際は、海岸侵食防止のための消波ブロック、それから、ヘッドランドという構造物が整備されております。このため、海岸防災林と砂浜の往来は出来ません。ここの海岸は優れた自然環境を有してはいませんけれども、五戸川の流域と同様に、森・川・海の連続性を重視して、海岸区域に取り込みたいと選定致しました。

長々になってしまっ、大変申し訳ありませんけれども、奥入瀬川流域の保全地域の(案)でございます。

佐々木議長 保全計画(案)の方、10分くらいでコンパクトにお願いします。

事務局(奈良岡) 続きまして、保全計画(案)の方、コンパクトにまいりたいと思います。資料5の方です。

最初に目次がありますけれども、1ページから4ページまで、これは流域の概要、それから保全地域、それから保全すべき森・川・海の特質、などを概要として説明しております。保全地域(案)の説明に合わせた形での記載になっておりますので省きます。

5ページをご覧下さい。ここはですね、保全地域の土地利用、それから地域文化の概要

を記載しております。

森林の区域の説明。上流では自然河道を有していること。ヤマメ、イワナ、アユが生息しているので、渓流釣りに利用されていると。それから、真ん中以下の部分ですけれども、奥入瀬川は内水面漁業が盛んで、遡上するサケの捕獲が行なわれています。それから、「奥入瀬川清流協議会」や「おいらせ知の会」などの団体が清掃、それから、川下りなどのイベント等を実施しております。それから、十和田市から、六戸、下田、百石と下流の部分ですけれども、河川公園などが整備されていて、イベントなどが行なわれていると。で、最後のところでは、風土、文化についても簡単に触れています。

続きまして、6ページの方ですが、これは保全の目標、保全の施策という項目になっています。(1)(2)。これらはですね、県全体にわたっての共通事項となっておりますので、五戸川の流域を検討した保全計画の時と、ほとんど同じ表現となっております。

続きまして、7ページにまいります。これは、保全についての施策に関する事項で、清流管理指針として、公共用水域の水質測定と日常的な清流管理について記載しております。

公共用水域の水質測定では、奥入瀬川では、下流からいきますと、開運橋、幸運橋、十和田橋、馬門橋、それから、十和田湖にきて、それらの地点で県が水質測定を実施しております。また、日常的な清流管理、これは、水量、水質、魚類、水生生物の指標とするわけですけれども、下田橋付近、広瀬橋付近、それから奥入瀬溪流の地点、というふうにしております。

あと、8ページが清流管理のための指標、管理指標の設定。公共用水域の水質測定の指標、それから(イ)の日常的な清流管理の指標を記載しております。

9ページ目は、公共用水域の水質測定の環境基準を表にしてあります。

10ページの方は、日常的な清流管理の水生生物とか、魚類の関係を指標として挙げております。

11ページにまいります。保護するための事項と。で、森林の区域、それから河川の区域、海岸の区域となっていて、森林の区域の(1)の工ですけれども、「十和田湖」、「奥入瀬溪流」、「蔦沼」は、観光客のみならず地域住民が自然と親しみ、憩いやすらぐ場、自然環境教育・学習の場としての活用を推進する、としております。

それと、河川の区域ですが、(2)のアですけれども、十和田湖の水質改善のために、秋田県と連携して水質調査等に取り組むと。取り組み等、具体的に記載しております。

それと、海岸の区域ですけれども、これは11ページの最後ですね。ウです。「河口付近は野鳥の生息・飛来地となっていることから、地域住民による野鳥観察が行なわれ、良好な海岸の環境が保全されるように努める」としてあります。

続きまして、12ページの方になりますが、(5)のあるべき姿に向けた適切な創造ということで、これがアイウエからサまで11項目について記載しております。「森・川・海づくり」。それから、「持続可能な森づくり」、「海づくり」、「川づくり」、「自然とのふれあいの場の確保」など。これらの11の項目についてですけれども、大畑川流域、五戸川流域の表現と、文章はほぼ同じ表現で記載しております。

14ページの方、この計画(案)の最後のページですが、管理に関する事項、現地での維持管理内容、ふるさと環境守人による巡視活動、それと一番下の方ですけれども、保全地域を表示した看板の設置、について記載しております。

保全計画ですけれども、全般的に地域名とか、固有名詞みたいなのところはあるんですけども、それ以外のところは、おおよそ五戸川の流域などと同じような表現で記載しております。

ちょっと、計画（案）、前半の部分を省略しましたし、後半も項目は多いんですが、飛び飛びの説明になりましたので、ちょっと申し訳ありませんでしたけれども、保全計画の方も、説明、これで終わらせて頂きます。

佐々木議長 はい、ありがとうございます。いま、事務局から3つの点について説明して頂きました。一つは、この奥入瀬川流域の保全地域（案）、保全計画（案）についての地元での説明会、それから、地元の勉強会、その時に出た意見の概要です。そして保全地域（案）及び保全計画（案）です。この3つの説明をしていただきました。

質問を一つか二つ頂いたら休憩に入りたいと思います。はい、どうぞ。

大坂委員 今の説明を伺って、海岸の、とても鳥にとって重要だということをお願いなんですけれども、実は海岸の防災林というか林も、春と秋の小鳥の渡りにとって非常に重要な場所なんです。ですから海岸の海岸林も含めて大変に重要であるということを謳って頂けたらと思います。

それから、ずっと以前なんですけれども、十和田湖に下水処理場を造った時に、十和田湖の旅館があまり協力してくれなくて、いちいち軒一軒回っているというような記事をずっと前に読んだことがあるんですけども、水質管理の方法として家庭の雑排水というのがすごく重要なことだと思うんですけども、今現在、十和田湖の旅館の方ではその雑排水が十和田湖に流れないようになったのでしょうか。

もし、まだ規制が緩いとしたら、こういう今の条例に従って強制的にでもそういうことを止めさせるようなことが出来たらと思いますけれども、現在の状況はどうなんでしょうか。大分昔なんですけれど、旅館組合がなかなか承知しないということを新聞で読んだことがあるんですけども。

佐々木議長 はい、どうもありがとうございます。

そうしたら、保全地域（案）、計画（案）、両方入れますか。海岸林が渡り鳥にとって重要な場所になっているということですか。

大坂委員 小鳥たちの渡りの休息場所になっていまして、4月、5月と、そして秋はそうでもないんですけども、特に春はあの辺に行くと、渡りの途中の鳥がいっぱいいるんです。

佐々木議長 はい、では保全地域（案）だと7ページの（2）のアの2行目のこの文章の後に入れることにしましょう。「河口付近には」に続いて「夏鳥が見られる」というその後に今の文章を一つ入れて。計画の方も同じような箇所がどこかにはあるはずですから、そこにに入れることにします。

他にございませんでしょうか。はい。

奥村委員 百石の方々はこの奥入瀬川で、サケが遡上して大変楽しんでサケのつかみ取りなどをしておりますけれども、サケはどの辺りでもう遡れなくなっているのか。

それから、十和田湖のヒメマスは奥入瀬川の方に下りて来れなくなっているのか。

それで、焼山から八甲田に入ってくる辺り、あの大きい流域が随分長い間護岸工事をされて、今だいたい完成したようですけれども、あれは国の事業でしょうか、それとも県も一緒になった事業でしょうか。

説明の中にスナヤツメですか、が確認されたとか。確認されたということは沢山いるということでしょうか。それとも、少量だけれどもいることはいるということでしょうか。

それから、百石漁港がこれから改築、開港されるということで、新しく整備されるということで、この線引きが曖昧な形になっておりますけれども、これは完成したのを含むような形で線引きは出来ないものでしょうか。以上です。

佐々木議長 休憩の後にまとめて答えてもらいますか。いまだどうしても聞きたいことがあるということがなければ、ここで10分くらいの休憩を取りたいと思っておりますけれども。

はい、では7分から10分くらいの休憩を取ります。皆さんがひと休みした頃を見計らって審議を再開します。休憩に入ります。その間、事務局の方、今の回答を用意しておいて貰えますか。

## ( 休 憩 )

佐々木議長 それでは審議を再開します。

先程の奥村さんからの質問への回答、全部出来ますか。出来なければもう少し後から答えて貰ってもいいです。どうしますか。

水産振興課(山内) 水産振興課ですが、先程のご質問にお答えします。

まず、サケが川をどこまで遡上できるのかというお話でございますが、基本的に奥入瀬川を遡上して、先の上流部まで行って、産卵のために上るわけなんです。本県ではサケ・マス種苗放流事業といいまして、サケを増殖するために河川にヤナというものを設置しまして、サケを採捕して、その採捕されたサケから卵をとると。孵化させて放流して資源増大を図るという事業を県内各河川でしてございますので、奥入瀬川の場合は御幸橋の付近にサケの親魚採捕のためのヤナを設置してございますので、基本的にはそこまでサケが遡上出来るということになっております。たまに増水した時に上ったサケが、そこを逃れて上ることは少しはあるかもしれませんが、基本的にはその付近と考えております。

あともう一つ、ヒメマスは川を下ることはないのかというご質問でございましたが、基本的にヒメマスはご承知の通り、十和田湖固有の陸封型のサケでございまして、川を下ることはございません。十和田湖に流れ込む河川に、少しは上流に行くかもしれませんが、基本的には十和田湖内で産卵して、資源を増やすということで、ヒメマスにつきましても、十和田湖の孵化場で、採捕して孵化させて放流しているという事業を行なっ

ざいます。サケとヒメマスについては以上でございます。

河川砂防課（八木橋） 先程、河川の公園の鳶川の周辺の話がちょっと出たんですが、それは鳶川の砂防環境事業ということで、補助事業で県がやってございます。それで宜しいですか。

奥村委員 もう終わったんですか。

河川砂防課（八木橋） ええ、全部終わりましたですね、一応完工しております。

佐々木議長 百石漁港は。

漁港漁場整備課（久保沢） 漁港漁場整備課です。資料の16ページの図面を見て下さい。

佐々木議長 16ページ、地域（案）の方ですか。

漁港漁場整備課（久保沢） はい、そうです。

佐々木議長 保全地域（案）。

漁港漁場整備課（久保沢） 朱色で書いてある図面です。奥入瀬川の河口左岸、まず北側ですね。それと明神川の手側に砂浜の部分、一部白くありますけれども、漁港の計画ではこの砂浜の部分掘り込んで、ここに船溜まりを造る予定になってます。ここはつまり、漁船が入る泊地になります。指定するとしても、ここは海の一部になるので、その海を指定するのであれば可能ですけれども、陸地が無くなるので抜いた方がいいんじゃないかということで抜いています。

あと、漁港区域がこの白地の北側に一部100メートル程ありますけれども、その部分は一応この図面では入ることになっております。その部分は漁港の計画には入っていない部分です。以上です。

佐々木議長 ほぼ決定かな、場所は。

漁港漁場整備課（久保沢） はい、そうです。

佐々木議長 では、漁港設置予定区域とかって入れておきますか。何もしないで、ここは黙っておくよりは。予定でいいんじゃない、括弧で。なら変更も可能だし、そうしたら、何でここだけ離れているか分かるだろうから。この辺り、実線だと決まってしまうかもしれないから、点線で囲むとか。では、もしそれで差し支えなければそういう事で行きましょう。

河川砂防課（奈良岡） 確認されているスナヤツメ、数量についてですけれども、調査の時には、調査で姿を確認したということなので、量的なものはちょっと不明でございます。数の確認というわけではなくて、調査の時にいたというのを確認したことなので。

奥村委員 生息はしている可能性はある、ぐらいですか。

河川砂防課（奈良岡） 生息している個体を確認はしているんです。調査の時に。ですから、いるんですけれども、数は不明です。

奥村委員 はい、わかりました。

東委員 私も調査したことがあるので少し補足しますけれども、もともとスナヤツメというのは、そんなにうじゃうじゃいるような魚ではなくてですね、調査をするとたまに捕れると言うのが一般的な状況です。私の記憶では、この書かれてあるエリアではそんなに少ないという印象は無いですね。もちろん、見るといっぱいいるということではなくて、たいてい砂の中に潜ったりする状況で捕れるということが多いので、県全体の生息地から見て、それほど遜色がない程度にはいるかなというような気はします。

佐々木議長 宜しいでしょうか。大丈夫ですか。

奥村委員 ヒメマスのことなんですが、ヒメマスは黙っていても奥入瀬には下って行かないんですか。黙っていても、もう出ない、十和田湖からは。

水産振興課（山内） そうですね。

奥村委員 前にね、秋だったんですけれども、宇樽部の辺りで、小さい堰にヒメマスが真っ赤になって上って行ってまして、どこに行くんだろうと思ったら、孵化場に向かっていたんですね。もう、すごい、感激しちゃうんですよ、一市民としては。

次に行って、また同じ時期に行って、またあのシーンをもう一回見ようと思ったら、もう湖から出られないようにちゃんと柵が出来てしまって、堰の方もコンクリートできっちりと固めてしまって、お前らはもう来るなという感じで、なんか切なかったのを覚えているものですから。失礼しました。

佐々木議長 では保全地域（案）と保全計画（案）について、ご意見お願いします。はい、どうぞ。

東委員 魚のことが出たので、少し細かい話なんですけれども、ウツセミカジカという名前がどうかという感じがしているんですけれども。

これ、おそらくカジカ小卵型のことで、資料の方でもですね、遺伝的にはウツセミカジ

カと小卵型は差がないという書き方をする一方で、やっぱり違うような書き方もしてしまっていて。そうするとウツセミカジカという表記でいいかなと、ちょっと細かな話で気になったんですね。

ウツセミカジカは琵琶湖にいる陸封型のことなんですね。一般の河川にいるのはカジカ小卵型ということで、青森県のレッドデータブックに載せているのは回遊型のカジカということで、小卵型と中卵型というのもいるんですけども、それらをまとめてリストに挙げていているということからすると、名前としては小卵型の方がむしろ馴染みがいいのかなという気がします。

それと、細かい話で恐縮なんですけれども、先程、御幸橋のところでサケがストップするというので、資料の保全計画（案）の方の10ページに、ウキゴリ、シマウキゴリと一緒にサケが載っていると。この矢印はおそらく、御幸橋の下の魚留めに相当するのかなと思うんですけども。そうすると、実はウツセミカジカと書かれているものも、その付近まで多分布するのではないかなと思うんですけども、その辺の資料は間違いはないか確認して頂ければと思います。

佐々木議長 最初のご意見は、ウツセミカジカという表現です。

東委員 名前のことなんですけれども、これは分類もはっきり名前が決まっているわけではないので、少し悩ましいところではあるんですけども、ウツセミカジカの名前自体は琵琶湖にいるものに命名していると。で、日本全国に両側回遊型の、全国ではないですけども、両側回遊型のカジカがいると。その中で実は大卵、中卵、小卵というふうに分けられて、大卵型というのは陸封型なんですけど、中卵、小卵というのは海に下りるタイプで、その小卵型というのとウツセミカジカというのが遺伝的にはほぼ同一と見なされているんですね。

ただ、前もって頂いた資料の19ページのところの左側のコラムに書かれてあるところでは、「身体的特徴はカジカと同じで、卵径1.2～1.5mmで、カジカの小卵型より小さい」と書いてあるので、こういう風に書かれると、カジカの小卵と一緒に言うことではないのかなと思って今申し上げたわけなんですね。で、青森県のレッドデータブックにはウツセミカジカという表記では無かったと思います。

佐々木議長 どう直せばいいですか。

東委員 私としては、カジカ小卵型というのが無難かなと。

佐々木議長 ショウラン型。

東委員 小さい卵、小卵。

佐々木議長 小卵型カジカ。

東委員 非常に瑣末的なことで申し訳ないんですが。

佐々木議長 はい、わかりました。ではそう直しましょう。今出ているのだと、指定地域(案)の方の1ページと、計画(案)の4ページには名前が載っているから、あと他にもし出ていたら、それも同じように直すということにします。

ご意見、お願いします。

附田委員 まず、保全地域の指定の方なんですが、資料の8ページをご覧になって頂きたいと思うんですが。これまで私たちは、大畑川、それから五戸川を経験したわけですが、森林の広がりについては、この2つとも当初考えていたものより減っていたこともあって、少し私も意見を述べたことがありますし、今日の冒頭で説明がありました通り、五戸川については関係者と折衝の上、さらに追加されたということで、そういった2つに比べれば、今回のこの図というのは森林の広がり、かなりの広がりを持っていて、森、川、海、それをカバーするにふさわしい配置になっているなという印象を持って、事務局の方々の努力の跡がうかがわれるなと思って評価したいと思っております。

海岸につきましても、これは必要最小限度といえますか、入っておったと。前回とは違うなという印象を持っていますし、その中を繋ぐ河川も当然ですね、これ、入ってしまうということで、この全体としての見方とすれば、この保全地域を指定するには私は賛成であります。従いまして、委員長が言われました通り、できれば今日決定したいということで、大まかな点では賛成です。細かいところはちょっとございますけれども、そう思っています。

しかし問題は保全計画、資料5の方でございます。委員長は、前2つの河川とパターンが似ているので決めようと思えば決められるかもしれない、と言う意味のことを言いますけれども、私はむしろ、まったく逆の印象を持っております。奥入瀬川流域と言いましても、これ、後藤川、中里川、熊の沢、片淵川、これらを除く奥入瀬の本流の方にまったくズバリ言えることなっております。それは2つの今までの河川と全く異なると。

それは何故かと言いますと、まず、奥入瀬川、十和田湖という我が国有数の景勝地でありまして、したがって、あそこには環境省の出先機関がある。昔は管理事務所、今は野生生物何とかと言うんでしょうか、そういったところの施設があるのもその証左だと思っております。したがって当然でありますけれども、自然公園法、国立公園で保全と利用をバッチリやって、それに人間もへばりついて巡視指導も行なっているということで、厳しい管理がなされているということでもあります。

一方、国有林が大方、多いものですから、国有林につきましても、森林法、特に保安林ということで厳しい規制がなされておりますし、ここのところまた、ここの中にも記述されておりますけれども、生態系保護の観点から遺伝子の資源の保存林であるとか、あるいは自然観察教育林であるとか、その他が張り付けられておりますから、林野庁もがっちりこれに取り組んでいると。こういった面でも、少しよその方との繋がりもありますし、林野の管理経営と環境省の自然公園法上の両方の摺り合わせ、これも長い歴史の中でルールが確立されているということで、他の方ともまた違う存在だと思っております。

それから、奥入瀬川の管理にしましても、ご案内の通り、この江戸時代後期からの三本

木原開拓という中で、長い利水の歴史がある。稲生川の人工河川、これは別でありますけれども、奥入瀬川はそういうことがあります。また近年では5町村それぞれの条例を作りまして、しかも地域住民の方々の管理であるとか美化の活動が活発に行なわれているということでも、あそこは特異な所だと思っております。

それから委員からのご質問がありましたけれども、十和田湖の水質、透明度と言ってもいいんでしょうか、それがかなり今、問題になっておりまして、県でも相当の力こぶを入れて取り組んでいるということですから、この条例云々する以前のテーマではないのかなと思っております。

それから、十和田湖そのものは巨大なダムみたいなものでありまして、あそこは電力との関係で水位調節してますよね。そういった意味ではコントロールされた上流の状況にあるということで、よそとも違うなと思っております。

ですから、言ってみれば、この森川海条例の上位に行くような法令の、これが完備、既設されている、設置されていると。その中でこの条例がどういうふうな記述の仕方、あるいはまた活動するのか。この面では、今までの五戸川、大畑川と違うんじゃないかなという、私、印象を持っておりまして、そのこのところを上手く方針を見つけられれば、ごくごく簡単にですね、サッと行ける面もありますし、また一つ一つこだわっていけば、行政上の二重行政、屋上屋を重ねることになるので、難解、やっかいになってしまうので、このこのところの見極めが一番大切だなと思っております。

そこで、示されているこの保全計画の中身、色んな水質のことになりまして、ある目安であるとか、指標、持ち出しと言うんですか、多分これはどこかの水質管理のものだと思うわけです。仮の話なんですけど、それはこのこのところのそれを準用していくとかとなるとですね、なかなかやっかいな部分もありますし、逆にそうしなくても、それを簡単に、行間省くこともできますし、管理にしましても、そちらの方との連携でやっていくということでスッと乗り越えられるような気がします。例えばそのような整理をしていく方法もあるので、どこの所に真価を置いてやっていくかによって、かなり違ったものになるだろうなと。やっかいだなと思うと同時に、割り切れれば簡単にすぐエイヤーと出来るなという気もしますので、ひと工夫必要だな、という印象を持っております。以上です。

佐々木議長 ありがとうございます。

保全計画(案)のこのところの説明の時は、奥入瀬川の支川、それぞれ名前を挙げながら説明がありましたけれどもね。保全計画(案)は通し全体で、こういう支川があって、この支川はこういう特徴があって、というのは記述はないんですけども、ところどころにポツポツと名前が載っていますから、そこは少し表現上、手直しして、今のご意見を入れた形でもう一回校正してみます。校正することにします。

それから、全体としてそうですね、環境省の管理になっている所と、それから営林署、それから県が管理している所とか、重なったり色々あるので、そういう意味ではお互いの連絡体制、横の繋がり、そういうのも大事になってきますね、この流域は。五戸川は上流は国の森林ということにしか掛かってなかったと思いますけれども、ここは少し色んな法律の網も掛かっていますから、ちょっと特殊かもしれませぬね。はい、ありがとうございました。

他にご意見は。はい、お願いします。

角本委員 河口部がちょっとだけ外れていると、これは漁港計画があるからだというお話でしたけれども、流域条例、まあ、保全と創造に関する条例という形なんですけれども、これ、計画の段階にある漁港ということですから、ある意味では創造部分を試すには最高のステージなような気がするわけですね。ですからここ、流域が水系一体指定を一旦しておいて、その上で、漁港といっても水産庁の漁港漁場整備部とはですね、自然調和型工法で漁港を造ろうという話が、もう随分前から出ている訳ですね。そのあたりの、この流域条例に則った創造部分を海の構造物の中にもどう展開するかと言う視点を、逆に各課横断的に詰めていくいいモデルケースになるような気がするんですね。

ですから、これ、以前のこの会議でも話した通り、この指とまれ条例だと。県内部でのその情報交換体制、そしてそれを一体的な県土のストック資源にするために、この流域一帯でその縦割りや遮断されたものをどういうふうにして地域に返していくか。相互に連携を取ることで、豊かな河川環境と将来の県土のストックにしていくのかという視点がずっとあったはずだと思いますね。

ですから、地域指定という形であれば、この流域の寸断されない一体指定というものに関しては、やはり譲らない方がいいのではないかと。漁港部分は外して、空欄にして計画地という形にするという案もあったようですが、一旦、全体指定をしておいて、その上で、その上に乗っかる事業というものが、まさに創造の部分でどういうふうにして自然環境に貢献出来るのかという形でやっていったら、いろんな施策がそれぞれ個別に出て来ている、法律関係も含めてですね、ほとんど全部の新しい法律に入っているのは、環境という問題が文言としては入っているんですが、そのあたりもこの流域条例で一体的に誘導出来るのではないかという気がしております。ですから、その辺り、外していいものかどうかというのは、皆さんの一応ご意見を聞きたいなと思っております。

それから、附田さんの方から話があったように、山の方では国立公園、それから林野の保安林。これ、この奥入瀬溪流上流部に関してであれば、そう大きな異同は無いのではないかと思いますね。

だけれどもやっぱりあるんだろうと思います。というのは、大畑川上流、あるいは五戸川はともかく、大畑川上流の部分は、要は自然環境保全地域の2倍の拡幅というのが林野庁から出ていますね。それから水系の全面保安林指定という話もちラチラと聞こえてくるという。要は流域条例のこの部分での議論に相当刺激を受けているということも考えておかなきゃならない。

要は、これは生きている条例なんだと。指定してそれで終わりなんだというものではない。だからこそ地域は一所懸命になるという。そういう流れをどこで担保するのかということも含めてですね、先般1月の委員会で、この議論が先行指定地にどうフィードバックするのか、そしてそれがどういう形でこの審議会の俎上に載るのかということも絶えず検証しながら、いろいろ進めていった方がいいような気が致します。

まず漁港部分のところを外していいかどうか、その辺りでもいいですので、一応、皆さんの意見を聞きたいなと思っております。

佐々木議長 ありがとうございます。事務局の方にちょっとお聞きしますけれども。この最後の16ページで言った方がいいかもしれない。ここ切らないで全部赤く塗って置いて、どこか文章に、「漁港を造るに当たっては、森川海との繋がりのある地域に造ることから、そういう点を十分配慮して計画して、創造という点で上手く生かした形で漁港を造る」という文章を盛って、あるいはそれに近い文章を明記する。そういうふうにしてやっていったらどうですか。

漁港漁場整備課（久保沢） これは平成13年度から着工していて20年に完成する予定で、もうかなり工事が進んでいます。それは条例で着工中というか、それは外すということになっていますので外していただきますけれども。

あと参考までに、この計画は環境アセスメントをやって、地域の住民に縦覧して計画が確定している事業です。

佐々木議長 それは分かりました。それで、ここを色を白いまま残さないで全部やった場合、漁港は造っていいですよということなんですけれども、ただ、造るに当たっては考慮しなければいけない事項があります。ここは指定地域に保全された所であるから、ただ切った張ったではなく、ここにこういう新しいものを創造するんだよという点を、はっきり森川海の繋がりをもって漁港を造って欲しいということです。

そういう点で、ここがあると困るとい言い方をしてもらった方が、もっとはっきりするんですけれどもね。ただ、ここは色を全部繋がりを塗っちゃうと、でもそれは、ここに漁港を造ったらダメだよという意味ではないという事なんです。ただ、それだけだと困るので、どこかに文章に入れて欲しいというのであれば、今の意見をどこかそのまま簡単に載せていくという方法でいきます。

河川砂防課（八木橋） 今の角本委員のお話ももっともなお話ですし、今、事業課の方でおっしゃるのもっともなお話で、アセスメントをやって地域住民に諮って、この条例そのものが地域の住民のために作った条例という趣旨からいけば、環境といわゆる国土保全なり、こういうふうな生活に必要な事業というんですか、その関連のせめぎ合い、何というんですか、相対的なもの。これがまさにそういう状況なんでしょうけれども。

ただ、この条例そのものを見て頂きたいんですが、条例によって指定するのはしてですね、これを地域住民でいろいろ変えていくというのはもっとも結構なお話ですし、活動することによってそれを広げていったり縮小したり、そういうふうな話は当然あってしかるべきですし、それが一番好ましい姿だと私は思っていますけれども。

ただ、いま事業課のお話を聞きますと、もう事業が走ってしまって20年にもう出来てしまうという部分がわかっているのに、そこを線を引いておくと。そうすると、この指定の趣旨がですね、「特にその地域において自然が豊かなもので維持すべきところ。次世代に残していくところ」という意味の条例の趣旨、基本方針みたいなものからちょっとズレてしまう。だから角本さんが言う、環境に配慮した漁港も本省で考えているんじゃないかと、それを取り入れればいいんじゃないかというお話もごもっともなお話で、それを漁港さんの方では大変でしょうけれども。

角本委員 今のお話、もう走っているということのようですので、走っているということになればなかなか引き返せないというのもまたわかりますので。ただ、私ちょっとわかりかけていたのは、計画の段階にあるのかなという感じだったものですから、先程の話があつてですね。

ただ全体として、せっかくの計画の段階だったら、これは試金石としてどんどん売り込むべきじゃないかというのが現実にあります。漁港というのを単に船着き場という形ではなくして、ここは砂浜も含めて素晴らしい環境を持っている訳ですから、そのあたりの造り方も既に水産庁の漁港漁場整備部の方ではいろんな手法でもう随分前から出していますよね。ただ具体的な工法が出てこないだけです。ですから、そのあたりをせっかくやるんだつたらなというのでのお話でした。

ただし、佐々木先生がおっしゃる通り、指定しておいたって何ら不都合は無いだろうというふうには考えますけれども。まあ、そのあたりは判断です。

東委員 この漁港の設計に当たって、いろいろ私も相談を受けた部分があつて、それはやはり環境配慮の部分だったと思うんです。既に環境配慮のことも考えに入れて造っているのではないかと思うんですが。だとすれば、この条例の理念とそもそも合致する部分がかかなりあるんじゃないかなと思うんですね。そういうことも勘案して、保全区域として入れてしまってもそれほど不都合は無いのではないかなと思うんですが。いかがですか。

佐々木議長 入れた場合、工事のために動いた時に、この審議会を離れた時にどうなっていくか、というところまで考えてあげなくちゃいけない段階になってしまいましたね。

河川砂防課（八木橋） 当初の条例の文言の通り、自然というんですかね、自然に配慮するという言葉は、構造物を造る場合には河川でも何でもおっしゃる通り、法自体にそういう文言が入っていますから、目的意識を持って環境に配慮してモノを造っていますけれども。今ここで指定するに当たって、今まさに出来上がるような構造物の所を指定すべきかどうかという議論をする場合には、むしろ、いわゆるさっき言ったように、地域の活動で色々指定した部分を考慮して広げたり減らしたり、その活動の拠点、場として、指定の中で活動していく、そういう指定の意味も考えられるので、むしろ自然豊かな部分の指定という条例の趣旨からいくと、漁港の施設の部分を外した方がいいのではないかと事務局では考えていると、こういう事なんです。

まあ、確かに環境に配慮していないという訳ではなくて、環境にはこれからも配慮して行きます。出来るだけのことはしますけれども、今の条例の内容を見ますと、どうも構造物を。条例そのものにこういう記述もあるんです。「国、県が実施する構造物については、事業その他については、この指定には入りませんよ」みたいな書き方もあつて、本当の条例の、今ある条例をかなり改変しなくてはいけないというか、今の意見ですと全然そういうのは関係なくなってしまうと、どこでも事業は全然関係なくして出来るということになりますよね。そういう意味からいくと、根本的には条例の趣旨にはそぐわないということと言えるのではないかと私は思っています。無理して指定しなくても、そういう意識で造っ

ていくわけですので、どんなものでしょうかなと。そういう意味です、要は。

東委員 将来にわたって、時が経てばまた社会環境も変わって、その時にもう少しこういうふうにしたらもっと良くなるんじゃないかとか、そういうのを頭の中に置いて入れておくというのがあるんじゃないかなと思っているんです。

というのは、先程、サケはここまでしか上らないと言った所がありましたね。あそこは魚留めで完全に人為的にシャットアウトしているわけですよ。魚道をつけていない段差があって。全ての降海魚がそこで実はストップされていて、河川の生態系から見ると、実は問題のある地点なんです。だけれども、この中では保全地域にそこも含めて、将来、これはおそらく漁協さんがサケを捕まえ易くするというのも一方であると思いますので、そう簡単には変化は無いかもしれませんが、河川生態系をもうちょっと生き物にとっていい状況にしようじゃないかということがどこかで出て来た場合に、やはり森・川・海なんだから全部繋げてやった方がいいんじゃないかという流れも起こりうるのではないかと。それが河川の中であって、しかも保全地域の中に含まれている訳ですから、これは大畑川でも他の川でも河川の中に横断構造物がありますよね。それをひっくめて指定しているということを考えれば、今の河口の話もそれほど矛盾は無いのではないかと私は思うんですけれども。

佐々木議長 もう区域というのは決まったんですか、じゃあ、ここを点線で、漁港、今手続き中とか書いた方がいいね。

あと、この次でいいですから、例えば指定した時にいろんな面倒くさいことが起こるとか、どういう手続きが必要かとか、そういうのをちょっと資料で説明して貰うことにするかな。そうすると、実際の行政の方と委員の方との意見の食い違いがあるからそこを解消できます。これからまた出てくるかもしれませんが、その点、宜しくお願いします。

河川砂防課（八木橋） 絶対的に入れないという訳ではないんですけれども、ちょっと比較してみます。

佐々木議長 だんだん時間が経てば、皆理解して、指定に入っている、ここはこういう風にやるからいいんだというふうになるかもしれないし、まだ時代がそこまで行っていないなら、それはそれで考えてあげなければいけないでしょうから。

奥入瀬川全体の保全計画（案）を決めて、保全地域（案）に指定して、保全していくということが今は重要です。こちらの方を今日は決めたいと思いますので宜しくお願いします。

大坂委員 すみません、最後でいいんですけど、事前に頂いた審議会の参考資料の鳥の方で大変承服しかねる部分が多々ございましたので、それを報告します。

佐々木議長 そうすると今ですか、後ですか。

大坂委員 色々ありましたので、大変古い資料を、何か戦前か、大正か、というようなのもございましたので。

佐々木議長 わかりました。では宜しく申し上げます。そこは直していきたいと思います。日景先生、もう3時40分になる時間、その前に終わりたかったですけれども、ちょっと4時までかかりそうなんです。ご意見お願いします。

おそらく、今日、だいたいこれでいいでしょうと、次回は確認という形で、行政の方にはこのまま決まったものとして進めて貰うという形までいけると思うんです。そういう形で今日は行くと思いますので、何かご意見ありましたらお願いします。

日景委員 やはり一番気になっていたのは今のところだったものですから、そういう意味ではちょっと安心しております。

それですね、一番最初は大坂さんがおっしゃって下さった十和田湖の水質のことで、私の記憶がもしかしたら間違っているかもしれませんが、県の環境白書の水質の報告で、確か湖沼は3つ検査をしていたように記憶しているんですね。確か十和田湖はずっと状態が悪かったように思うんです。やっぱり、条例を制定するということはどういう事なんだろうかということを考えた時に、もしそういうような形で改善をお願いしますよということが言えるのであれば、ぜひお願いしたいなということを私も思ったところです。

それで、資料の5のところの、非常に細かいところで申し訳ないんですけども、9ページなんですが、この表は前の8ページから中身としては続いているところなんですけれども、8ページのところにも5つの項目で指標とするというふうに書いてあるんですけども、その中のCODとBODというのは、十和田湖はなんでCODで、他がなんでBODなんだろうという非常に素朴な疑問が私の中にありまして、確か環境白書の方は全部BODだったような。違いましたか。混在してましたか。

東委員 河川と湖沼で基本的に違うんですね。河川はBODで湖沼はCODです。

日景委員 はい、わかりました。すみません。

佐々木議長 BODも十和田湖、やった方がいいという意味ですか。BODは時間が掛かるけれども、CODも時間がかかるんですか。

東委員 CODはわりと簡単ですよ。

佐々木議長 ああ、それですか。はい、他にございませんか。

日景委員 あとは今後、これに係わることがちょっと拡大してしまうんですけれども、今後やっぱりいくつか、奥入瀬川の後、指定の候補に挙がって来るところがあるかと思うんですね。その時に、ちょっと簡単な言い方をすると、この条例の威力というんですかね、そういうようなところがどこら辺までなのかというのが、実は私の中できっちり捉えられ

てなくてですね。

例えば具体的に言うのですね、多分、白神山地などを源流とするような岩木川とかというのが、今後候補に上ってくる可能性がありますよね。そういう所とこの条例との関わる場所、あるいはこういうところで縛りがあるんだとかですね、その辺がちょっと分からないので、もし、次回以降で結構なんですけれども、その辺りを教えて頂ければありがたいなと思います。

佐々木議長 今の点、次回に回答していただいても良いです。いま説明出来るならそれでいいんですけども、資料で説明して貰えれば一番いいんです。

河川砂防課（八木橋） 事務局の方で用意していなかったのですけれども、まず、大坂さんも言っていました水質の話なんですけど、今日景先生からも話が出たんですけども、水質改善とこの条例との関わりだと思うんですけども、ダイレクトということでは、やはりないです。お感じになった通り。

ここでは、計画の中に水質を観測はしてますよ、それから、生物を通じて川の状況を調査しますよ、どんなものが棲んでいるかで、どのくらいの汚れがあるのかというのを調査します。で、それを地域の活動としてやっていきます。で、それを次世代の子供とか流域の住民は認識して、その認識でもって流域の全体の、ちょっと時間差はかなりあると思うんですけども、流域全体を大切にしていく。その中に水質もということで、ダイレクトに下水道に繋げとか、そういう強制力のある条例ではないわけです。

水質も同じように、水質そのものをこの条例でもって綺麗にするための施策をやっていくということではなくて、働きかけはしていくと。流域住民からの意見を取り上げて、当然そういう活動をしていますと、流域から、いろんな活動の中から、役所でもどこでも関係する、役場でもそうですし、そういうふうな上下流の地域住民の活動を通してこの条例が経過を経ていくと。ちょっと時間は掛かっていきますけれども、そういうふうな理念的な条例と思っています。ということで、ちょっと非常に言い方が回りくどいですが、そういう意味だと。

下水道については、だいたい昔は確かに処分場に繋がらない人もありました。私も実は担当したんですけども、ところが今現在はほとんど繋げてきています。でも、やはり水質は何か悪くなっていまして、秋田県と今度青森県とタイアップしてですね、別に協議会をつくって水質改善のために何かしようということで、今、これから活動して行きます。

ということで、日影さんの方は宜しいでしょうか。もしまた何かありましたら、また宿題を貰っていききたいと思うんですけども。

佐々木議長 はい、では次回にですね、資料でいろんな法律が、この奥入瀬川だと十和田湖だとか八甲田、八幡平との結びつきがあったり、環境省と営林署で両方が入っていたり、皆それぞれ法律に基づいてやっていますから、それがあのと無いのとでどう違うのか。それがあからこれが出来ないとか、これは出来るとか。あとは最近であれば河川法と海岸法が新しくなりました、これはいい方向に上手く帳尻が合っていくと思いますけれども、そういうのとか、いくつかそういう関係あるのがあります。どういうふうにこの条

例と関わっていくのかというところを勉強したいので、次回の資料で宜しくお願いします。

角本委員 1月の審議会で、例えば五戸川で水系が、河口部も含めてですね、一体指定になったと。それが第1号指定地の大畑町にどうフィードバック出来るのかというお話を1月の審議会でしたと思います。

で、先般の大畑川流域会議でも、水系の一体指定というのは当初からの1号指定地の審議の中で当然求めていったものであるし、それをただどういう風にして挙げて、いつ審議会にかかるのかと。新しい水系をやっているだけではなくしてですね、1番指定地の住民の盛り上がりの中で来た部分が、いつ審議会にかかって、それが水系を補完するような再度のフィードバックがなされていくのか。その回路が分からない。地元の決議は既になされている。で、市側も流域会議が住民の意思集約機関であるという認知を与えてある。ところが、いつ、どのルートでこの審議会にかかるのか、これが分からない。

だから、1月の審議会のやつが、実は事前の説明にお出でになった時に、これは今回かかるんですかと担当の方にお聞きしたのも、ただ、3月の異動等も入ってどうなったのか、そのあたりもあれなんです、審議の内容が次回にきちっと応答出来るような、そういう仕組みがある、そうすれば、地元のまさに流域の各関係者は、一所懸命この流域条例に魂を入れようとする、それが地域活動に繋がっていくと。そういう活動を促すような、いくらしゃべったってもうダメだ、というような事になればですね、なかなか士気も上がらないという事もありますので、そのあたりのちゃんとしたフィードバックの回路をですね、やはりこれ、暫時、次回でも次から次と出て来るわけですから、その辺りのことを頭に入れて頂きたい。

それからもう一つは、先程ちょっとお話しした、例えば附田さんの方からもお話がありましたけれども、例えば林野庁の保安林指定を水系全般でやろうとしたら、その時、県の方のこの流域条例は追加指定で沢筋もいくのか。それはどういう手順でいくのか。それから、自然生態系保護地域が2倍に拡大されたとしたら、それは一気にその所に、また流域ごとに拡大の幅を広げていくのか。そのあたりが、第1回目の指定でこれで終わりだというのであればですね、なかなか地域の意欲を引き出すというところまで行かないのではないかと懸念していますので、そのあたりの、生きている条例であるということを担保する、ある方向性を出して頂ければと考えておりますので、事務局の方もそれを留意して頂ければと思います。

佐々木議長 分かりました、ありがとうございます。いま奥入瀬ですけども、大畑川では指定地域をもっと広げてもらいたいとか、そういった議論があったんですね。

角本委員 先般の大畑川流域会議は、河口部もそうです。それから保全の指定をされている部分も、指定されていない部分も含めてですね、河畔林を切る意味がどこにあるのかと。これをすごく、例えば洪水疎通能力を阻害するとか、そういうことなのか、もしくは立木として、むしろ切った後の根株として残っている方が危ないと思うんだけど、現実の河畔林を切らなきゃならない理由はどこにあるのかという、素朴な疑問もあるわけですね。だからそういう事の回答も先般、やっぱり求めていった方がいいだろうというお話

があります。

それから現実の問題として、全水系は当然ながら求めていたんですけれども、指定の段階である程度限定した水系だけでも、指定でスタートしたわけです。ただしこれはあくまでも地元の働きかけと、そして熱意の中で少しずつ増えていくものだと、あるいは、そのもとに地域の自然環境と暮らしの環境が随時動いていくものだと、そういう生きている条例なんだということを想定した形で各組織体が流域会議を組織したわけですね。

だから、そういうもののそういう位置付けと生かされ方というものをやっぱり示して行くことが、各流域で今後こういう問題が起きた時に、単に指定されてそれが埃に埋もれるのではない、本物の生きた条例に出来るのではないかと思いますので、そのあたりもやっぱり念頭に入れていろんな応答をお願い出来ればなと考えております。

佐々木議長 はい、分かりました。社会情勢が変わってもそれに臨機応変に対応してこの条例を生かして行かなければいけない。そういうシステムが確立しているかどうかという問題なんですね。何か事務局の方でありますか。

事務局(奈良岡) はい、以前の審議会で事務局の方でフィードバックというんですか、そういう指定地域の拡大の手続きというか手順について回答したのと同じになりますが、まったく事務局としてはですね、地元の任意団体が保全地域の追加要望を、追加要望というんですか、言葉が適切でないかもしれませんが県にも、県に出すということを想定した場合ですけれども、要望書を地元の市町村を通じて県に出して貰うと。その際、地元の市町村は要望書に対する意見書を添付すると。

その要望書を事務局の方で受けてから、追加エリアの調査、それから管理者との協議後に追加の素案が検討して出来ると思うんですけれども、それを地元の意見交換会でお示ししてから審議会に追加の案として上げる、というような手順になると思っています。

これは、前の審議会の時もそういうようなお答えをしたというふうに認識しています。

角本委員 その通りです。そして3月かな、それ以降の段階です、具体的な手続きに入りましょうという話は確か役場の方に広報関係者から来たはずですが、ただし止まっています。おそらく4月以降の人事等の流れもあったのかなというふうに思っておりますので、そのあたりのやつは、やっぱり少しずつですね、要は具体的な進め方のやつの担保ですので、だからそのあたりは、今おっしゃる通りなんです、先に進まなかったということだろうと思います。

佐々木議長 この条例が市町村の方に行く段階で、そういう手続きについての何か文書とかそういうのは一緒に行っているんですか。

角本委員 これは事務的なものだと思いますので、そのあたり、担当も含めてですね、やはり町の方、市の方の担当も含めたやつ、こういう形でやるんだよというのがあればですね、動きやすくなるんじゃないかと思っておりますので、そのあたり、ちょっと周知徹底して頂きたいなと思っておりますね。

佐々木議長 では、少し指導して貰えますかね。

事務局（奈良岡） 県の方からすると、市町村の方に手続きをお話しするという事ですか。

佐々木議長 簡単に、今度五戸川がなりましたけれども、関係の市町村に、あるいは役場に、市民団体がいましたら配って配布して下さいとかという形でもいいですから、そういうのを公示、いつでも開示出来るようになっていければいいです。

角本委員 進め方、すごく大がかりで難くなるんだろうと思うんですよ。どこが地域の意見を集約するのかといった問題が常にこの種の問題にはあると思います。ですから、単に一団体という形ではなくして、だからこそ例えば、流域会議という森林組合から漁協まで参加する組織を作っている訳ですね。

ですから、そのところのやつのごい事務的な操作だと思うんですね。議論を吸い上げる事務的な操作の相互の確認を、ちゃんとしておいた方がいいのではないですかということの意見ですので、確認しておいて頂ければなと思います。

佐々木議長 わかりました。ありがとうございました。大畑川の方、何かいろいろ議論して地元でも活発にやっているみたいですから、あまり難しくないような意見であれば、この審議会でもう一回審議して答えてあげたいと思いますので、大畑川の指導、宜しくお願いします。

それで、今の角本さんのご意見について、保全計画（案）の方の最後の方に、社会情勢の変化に対応して指定地域とか、保全計画の内容についても、より進めやすいように変えていく必要があるという点の文章を入れることにします。

他にございませんでしょうか。

三浦委員 それでは要望を私、ちょっと申し上げたいと思います。

例えば委員の方々がこれを審議しているんですが、例えば五戸川でもいいし奥入瀬川でも、いま全然見たこともない、聞いたこともない。まあ、聞いたことはあるんですが、一回ぐらいは例えば五戸川だったら3箇所くらい、河口とか真ん中のところとか、端の方とか源流とかですな、3箇所くらいずつ、まず視察をします。委員だけでもいいし、または何か入れてですな、見たらどうかと、こう私は思っているんですよ。

何も知らないのをただただ討議して、机上論じゃないかなと、いつもそう思うんですよ。一回も見たこともない、例えばさっきの港のことを盛んにしゃべっているんですが、どこがどうなのかさっぱり。私は1回も見たことが無いんですよ。地図では覚えているんですが、それでは何も役に立たない。ただ話だけで、それで賛成だ、いや、こうだとかどうだとか言うんですが、一回ぐらい、3箇所くらいずつ、少し暖かい時期ですよ、寒くない時期に見たらどうでしょうかと、こういう案です。これは要望です。以上です。

佐々木議長 大畑川の時はずいぶん時期が合いましたね、行けましたけれども。

三浦委員 皆いま一所懸命審議しているんだけど、それではちょっとですな、何となく物足りないと思います。

佐々木議長 それで、全体で見れる時は見るようにしたいと思います。五戸川はちょうど冬にかかったので、ちょっと事務局の方に写真をいっぱい出したりして貰うようにしたんですけども、季節が良くて見れる状態であれば、全体の計画を、現地を見るという計画は出して行きたいと思います。

今の、せっかく三浦さんから意見が出ましたので、事務局の方からですね、何日から何日の間については対応しますという期間を出して貰って、その間に委員が見るという事が出たらですね、案内するというふうに出来ないかどうか、ちょっと検討して貰えますか。無理であれば、全体こうしますということで、気候のいい時に1回か2回企画したいと思います。ありがとうございます。

東委員 私も現地踏査をやらないで審議するのはなかなか心苦しいなと思っているんですけども、次回から結構なんですけど、お願いがあります。踏査が出来ればもちろんそれにこしたことはないんですが、踏査出来なくても、もっと感覚的にこの流域が分かるような資料というのが欲しいんです。

先回、個別に来て頂いた時にも少しお話ししましたが、例えばここに出てくる資料というのは、例えば保全地域を決める場合に、こういう所をしましたという写真はあるんです。だけど、ここはしませんでしたという情報が、何故そうなったのかというのがあまりよく分からないということがあります。

例えば河川で言っても、支流は他にもいっぱいあるけれども、他の支流は何故入らなかったのかというのが、おそらく基準に達していないということではあると思うんですけども、感覚的に分からないんですね。それから保全地域の周辺のここからこっちは指定されて、ここからこっちは指定されていないのが、例えば空から見たらどういうふうに見えるのかとかですね。拡大した航空写真があればそれが一番分かりやすいのかなとは思いますが、一般的な空中写真でもですね、拡大すればそれなりに違いが分かる部分もあるんじゃないかなと思いますので、特に河口部分の斜め空中写真なんかはよく分かるような写真ですから、そういう資料を少し増やして頂くとか、工夫をもう少しお願いしたいなと思います。

佐々木議長 はい、ありがとうございます。

河川の、確かに奥入瀬川本川の線はある程度河道上流まで、赤い線で行っているんですけども、その支川のまた支川、派川は入っていないんですね。本川で統一したのであれば今回はいいかもしれないけれども。例えば蔦川なんかね、渓流の工事も終わって、だいたいもう終わったと思うけれども、結構いい川になっていますから、指定してもいいかなと思って見ていたんです。ただ、そうすると支川まで皆いってしまうから、それで捉えきれないのかなと思ったんだけど。そこを少し、全体として帳尻合うかどうかもう一回チ

エックしたいと思います。

他にございませんでしょうか。あと1つくらい。

さっき附田さんが言った十和田湖、八甲田、八幡平、そういう国の指定公園になっています。そういうところがここの特徴だと思いますので、この保全計画（案）の最初のところに、「そういう特徴があるので、他の流域と違って上手くそういうのを生かしながら、縦割りではなく、この条例が本当に生きるような管理、保全計画を進めていくことが重要である」という旨の文章を入れたいと思います。

じゃあ、お願いします。

附田委員 非常に細かいことで、お願いを1件申し上げます。

先程、大坂委員から鳥の資料について古いの云々とありましたけれども、私もその同列の話なんです、保全計画の4ページでございます。上から6行目、ブナ、ミズナラから始まる文章のところ。

これ、根っこの資料は参考資料の20ページなんです。それをむりやりここに簡略化して持ってきたものですから、文章として非常に荒っぽくなっているということが原因だと思いますが、問題は20ページの本文の方なんですけれども、ここのところは時代背景といえますか、それが脈絡が無くなっているということと、それから色々な要因で広葉樹が失われて、色んな畑地、放牧地、人工林になっていくという、その要因の重さ、ウェートがバラバラに入っているわけでありまして。そのところ、もう少しこの審議会の威厳、名誉にかけてですね、もう少し荒っぽくなく、きちんと書いて欲しいなと思っております。

といいますのは、南部馬の放牧地とくると、もう鎌倉時代のような感覚、印象がありますし、放牧地は実はあの地方といえますが、畜産の基地化しているんですけれども、黒毛和種の導入の時に、採草地、放牧地で、そっちがものすごく面積が増えたんですよ。このウェートがあそこが一番高いのにそれがなくなるとかですね。それから薪炭林への転換と、これ、エネルギー革命が行なわれる前の話でありまして、確かに我々の生活というのは、薪、木炭に頼っていた時代がありましたが、その時であってもカシワというのはものすごく成長率が悪いのでね、このようなことは無かったと思います。

ですから、そのあたりをもう少し検証してみるとか、ということになれば、荒っぽさかとけるんじゃないか、解消されるんじゃないかなと思っておりますので、非常にこまい話ですけれども、ちょっと手直しして頂ければと思っております。

佐々木議長 はい、ありがとうございます。他にございませんでしょうか。

それでは、今日の保全地域（案）と保全計画（案）についての決め方ですけれども、今日の委員から出た意見を、今日の審議会ですべてはつきりして来ましたが、そういうものを入れながら、次回は確認ということで、今日、この保全地域（案）、保全計画（案）を決めたという事にしたいと思います。

それで、直すところはですね、最初に東先生から出たカジカの表現ですね、これを直したい。

それから、大坂さんから、鳥について少し古い資料に基づいているとの指摘がありましたので、そこは全般的に見直して新しい資料にすることにします。

それから、角本さんから出た意見です。これが1回決まって地元で動いて、そして地元でいろんな意見が出た時のフィードバックについてのやり方、その方向性について記述を入れます。

それと、社会が変わった時に臨機応変に対応できるような指定地域(案)にならなければいけないという点からの文章を、保全計画(案)の方に、最後の方に足しておきます。

それから、保全計画(案)の最初のところに、この奥入瀬川流域の上流には、十和田湖、八甲田、八幡平という国の公園があること、色んな法律とも関わってくるという点で他の流域と違うので、そこを上手くやっていく必要がある、というような文章を最初の1ページに入れるというふうな修正をした上で、この保全計画(案)はこれでいいというふうにしたいと思います。

それからもう一つ、河口のところは漁港予定案ということで、点線に入れるということにします。

ということで、この保全地域(案)、保全計画(案)について審議して参りましたが、これで今の言ったような修正をした上でいいということにしたいと思います。宜しいでしょうか。はい、ありがとうございます。じゃあ、行政手続きの方は進めて下さい。

あと、修正したところはまた、委員の皆さんのところに説明に行ってお意見を聞いて、より皆さんの意見が通った形で最終的に次回ですが確認ということで運んで行きたいと思えます。宜しくお願い致します。

予定していた議題は以上ですね。じゃあ、進行は事務局の方にお返しします。

## 閉 会

司会 佐々木会長には長時間にわたりまして、議事進行ありがとうございました。

ここで一応事務局の方から、連絡事項ということでちょっとご連絡差し上げたいと思えます。

事務局(奈良岡) 連絡事項という項目ではないのですが、議長の方から最後に、数多くの点、修正、ちょっと文章を直すところとかいろいろ出ましたので、それらの作業をして皆さんに資料をお送りして、お教え頂くところ、いろいろ出てくると思えます。あとは宿題も頂きましたので、次回また審議会の際、委員の皆様の日程を調整して決めたいと思えます。

目処は今のところは、日時も検討したいと思います。連絡事項という題目にはなりませんでしたが、いろいろありがとうございました。

司会 これをもちまして第7回青森県ふるさとの森と川と海保全創造審議会を終了致します。皆様ありがとうございました。

以 上